

ねんきんコーナー



国民年金保険料は遅れず
きちんと納めましょう

国民年金は、老後や、もしもの時にあなたの大きな支えとなりま
す。保険料の納め忘れが続くと老
後に年金を受け取ることができな
くなるばかりか、納付が遅れるこ
とで、障害年金や遺族年金を受け
取れない場合があります。もしも
の時に後悔することのないよう、
保険料はきちんと納期限内に納めま
しょう。(納期は翌月末で、2年経
過すると時効により納められなく
なります。)

平成25年4月分から平成26年3
月分までの国民年金保険料は、月
額1万5040円です。納めた国
民年金保険料は「社会保険料控除」
として全額控除の対象となり、税
金の負担が軽減されます。

保険料は、日本年金機構から送
られる納付書により、金融機関・
郵便局・コンビニで納めることが
できます。

また、クレジットカードによる

納付やインターネットなどを利用
しての納付、そして便利でお得な
口座振替もあります。

●国民年金保険料の納付が困難な
ときは？

国民年金には、保険料納付が免
除される制度や猶予される制度が
あります。納付が困難だからとい
ってそのままにせず、必ず役場の
国民年金担当窓口、または幡多年
金事務所で手続きを行ってください。
い。

保険料免除などの承認された期
間(多段階免除承認期間において
一部納付がない期間は除かれます)
は、老後に年金を受け取るための
資格期間に含まれるだけでなく、
万一の時に、障害基礎年金や遺族
基礎年金を受け取る資格期間にも
含まれます。

また、失業された方は、離職票
や雇用保険受給資格者証などを添
付すれば、前年の所得に係るなく
免除される特例もありますので、
必ずご相談ください。

●前納制度

国民年金には、「前納制度」が
あります。これは、1年分または
6カ月分の保険料を、現金か口座
振替で一括納付することで、毎月
保険料を納めた場合と比べて納付
額が割引になる制度です。

また、口座振替の振替方法を「当
月末振替」にすることにより、月々
の保険料が50円割引されます。

※保険料を前納した人が、前納期
間中に厚生年金に加入するなど、
国民年金保険料を納める必要が
無くなった場合には、それ以降
の期間の保険料は還付されます。

○お問い合わせ

黒潮町役場

本庁住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800 (直通)

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎ 55-3701 (直通)

日本年金機構 幡多年金事務所

☎ 34-1616

■平成25年度■		1カ月分		6カ月分		1年度分	
		保険料	割引額	保険料	割引額	保険料	割引額
毎月納付(現金)や 翌月末の口座振替		15,040円	—	90,240円	—	180,480円	—
当月末の口座振替		14,990円	50円	89,940円	300円	179,880円	600円
6カ月前納	(現金)	—	—	89,510円	730円	179,020円	1,460円
	(口座振替)	—	—	89,210円	1,030円	178,420円	2,060円
1年前納	(現金)	—	—	—	—	177,280円	3,200円
	(口座振替)	—	—	—	—	176,700円	3,780円